

会員就業規約

公益社団法人北栄町シルバー人材センター

会員就業規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人北栄町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 センターの会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力し合っ
て会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を拡げ、その健康と福祉を増進
すると共にセンターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 センターは会員の就業に当たっては社会的地位、門地、性別、宗教など
の理由で平等を欠く取り扱いをしない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第4条 仕事の受注は、センターが一括して発注者から受注を受けてその交渉
に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等について直接の交
渉当事者とはならない。

(仕事の提供)

第5条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ
仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、
就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を受注表（様式第1）に
記録するものとする。

2 会員は、就業報告書（様式第2）を携行し、契約内容に即した仕事に従事
したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、
就業の終了後すみやかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、その受託した仕事との関係において就業会員の安全衛生
、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供す
るよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業に当たり相互に次の事項に留意するものとする。

- (1) センターから提供された仕事については、誠実に履行するように努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業が出来ない場合には、事前にセンターに届け出ること。
- (3) 就業上、知り得た業務上の秘密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らしてはならない。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めなければならない。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 就業会員は、そのうちからあらかじめリーダーを互選する。リーダーは、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどについて、センターに協力しなければならない。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い、協力しなければならない。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力しなければならない。
- (4) 就業会委員が、共同作業中受傷し又は急病のとき、もしくは、第10条に相当する応急の措置をとり、速やかにセンター又は、発注者に連絡をとらなければならない。

第4章 障害保険

(障害保険)

第8条 会員の就業中などにおける傷害については、「シルバー人材センター 団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従わなければならない。

第 5 章 損害保険

(損害保険)

第 9 条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第 6 章 雑 則

(改廃)

第 10 条 この規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係基準の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施工する。

